

不動産を相続したら、 「登記」する義務があります



ポイント
1

相続したことを知った日から**3年以内**
に必ず登記

※ 正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が課される可能性があります



「トウキツネ」

ポイント
2

義務化前（令和6年4月1日より前）に
相続したことを知った不動産は**令和9年
3月31日までに必ず登記**



「シラナカッタヌキ」

相続登記の申請手続きとは

- ①戸籍等の取り寄せ ②遺産分割協議書の作成 ③登記申請書の作成
④登記所への提出 ⑤書類の訂正・追加提出の対応 ⑥登記完了証等の受領 等々



方法1

司法書士等
の専門家に依頼



※ 相続登記は取り寄せる書類や作成する書類が多く、**非常に複雑**であるため、司法書士に依頼する方が多いです。

相続登記相談特設サイト（日本司法書士会連合会）
7リ-ダ イル 0120-13-7832



岐阜県司法書士会
総合相談センター（無料）



司法書士を探す

方法2（お時間のある方向け） ご自身で手続き

※ 法務局に**複数回**ご自身が（原則）
お越しいただく必要があります。



法務省HP
不動産を
相続した方へ



対面・電話・ウェブ
による手続き案内
（完全予約制）

- ・手続き案内は**1回当たり20分以内**です。
- ・申請書類の事前審査はできません。申請書類の受付後に、登記官が審査を行います。